

北海道自治体病院協議会看護部会会則

(名 称)

第1条 この会の名称は、北海道自治体病院協議会看護部会（以下「部会」という。）とする。

(目 的)

第2条 部会は、北海道自治体病院協議会（以下「北自病協」という。）規約に基づき、看護職員の資質の向上と施設運営の発展向上に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 部会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 看護部長等の職務に関する事項について調査研究
- (2) 研修事業
- (3) 全国自治体病院協議会看護部会において当面する課題の検討

(事務局)

第4条 部会は、事務局を北自病協会長の在籍する施設におく。

(会 員)

第5条 部会の会員は、北自病協会員施設の看護部長（これと同等職にある者）とする。

(役 員)

第6条 部会に、次の役員をおく。

- (1) 部会長 1名
 - (2) 副部会長 4名程度
 - (3) 幹事 17名程度
- 2 役員は、次に定めるものから総会で選任する。
- (1) 部会長は北自病協会長の在籍する施設の看護部長があたる。
 - (2) 副部会長、幹事の選出は役員の互選による。
- 3 部会長は部会を統括し、副部会長はこれを補佐する。
- 4 幹事は会務を行う。
- 5 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、役員である看護部長が任期中に退任したときは、後任の看護部長を役員に選任することができる。

(会 議)

第7条 会議は総会及び幹事会とし、総会は毎年度1回、幹事会は毎年度1回以上開催し、臨時幹事会等は、必要によりこれを開催する。

2 会議の招集は、部会長が行う。

3 幹事会は部会長、副部会長、幹事をもって構成し、次の事項を審議する。

(1) 事業報告

(2) 事業計画

(3) 自治体病院看護部門独自の重要事項及び専門的事項について

(4) 北自病協会長より指示または諮問された事項について

(5) その他部会長の附議した事項

4 幹事会の議長は、部会長をもってこれにあてる。

(経 費)

第8条 部会運営に必要な経費は、北自病協の毎年度定める会計予算をもって充てる。

(会則の変更)

第9条 この会則の変更は、総会の承認を得なければならない。

補 則

(委 任)

第10条 この会則に定めるもののほか部会の運営について必要な事項は、幹事会の議決を経て部会長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成26年6月27日から施行する。

(標準的な役員数及びブロックごとの選出数)

標準的な役員数は、渡島・檜山ブロック2名程度、石狩・後志ブロック4名程度、空知ブロック3名程度、上川・留萌ブロック4名程度、宗谷ブロック2名程度、胆振・日高ブロック2名程度、十勝ブロック1名程度、釧路・根室ブロック2名程度、網走ブロック1名程度の合計21名程度とし、これに部会長を加えて役員を22名程度とする。

附 則

この会則は、令和元年6月21日から施行する。